

高砂市民病院（地域医療支援病院）の取扱いについて（ご報告）

1 地域医療支援病院としての主な要件の達成状況について

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (計画)	要件(基準)
紹介率		53.3%	45.0%	37.8%	35.1%	53.4%	①紹介率 : 80%以上 ②紹介率 : 65%以上 逆紹介率 : 40%以上 ③紹介率 : 50%以上 逆紹介率 : 70%以上
逆紹介率		86.8%	66.9%	46.2%	43.3%	75.5%	
救急 搬送	救急搬送件数	893	755	698	770	871	1,000人以上
	搬送件数/圏域人口×1,000	2.12	1.83	1.70	1.89	2.14	2以上
研修実施回数		16	0	2	11	23	年12回以上

※網掛け表示：要件未達成の箇所

■コロナ特例（要件緩和）について ※令和2～4年度に限る

次の①、②の要件については、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に要件を満たさなくても、差し支えない旨、国より通知がなされている。（ただし、救急搬送は要件緩和の特例なし）

①紹介率及び逆紹介率

特例要件：地域において、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供において役割を果たすこととされている場合は、一時的に当該要件を満たさなくても差し支えない。

②研修実施回数

特例要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、研修実施に支障が生じている場合等には、研修を延期又は休止等して差し支えない

2 今後の対応（案）

- 地域医療支援病院としての主な要件が3年度連続で未達成の状況
- 令和5年度には当該要件を達成できるよう、現在、高砂市民病院にて改善計画の作成作業を進めながら、院内の体制の見直しも図っており、県として必要な指導を行っている
(R5. 8. 25 に東播磨地域健康福祉推進協議会にて審議予定)

高砂市民病院が作成する改善計画や、東播磨地域健康福祉推進協議会での審議結果を踏まえ、11月頃に開催予定の医療審議会地域医療対策部会にて地域医療支援病院としての取扱いの是非を審議したい。

[参考①：地域医療支援病院について]

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が個別に承認（県内に38病院（R5.4月現在））

- ・原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- ・建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- ・地域医療従事者に対する教育を行っていること
- ・地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

[参考②：地域医療支援病院の取消根拠]

都道府県は医療法第29条第3項各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。（医療審議会の意見を聴かなければならない）

※第29条3項：地域医療支援病院が医療法第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。